

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、東洋合成工業株式会社と称し、英文では Toyo Gosei Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)有機工業薬品、有機溶剤等の製造並びに販売。
- (2)画像形成用の感光性材料等の製造並びに販売。
- (3)電子表示機器の材料等の開発、製造並びに販売。
- (4)電池材料並びに電気二重層材料等の研究開発、製造並びに販売。
- (5)酵素蛋白、細胞を特定形状化するための感光性樹脂の研究開発、応用品の製造並びに販売。
- (6)化学機械・装置（反应用機器、蒸留塔、抽出器、濾過器、乾燥機等）の設計、製作並びに設置工事。
- (7)前各号に掲げる物品の輸出及び輸入。
- (8)倉庫業。
- (9)貨物運送取扱業。
- (10)前各号に付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県市川市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規定)

第9条 当社の株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会において定める

株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(新株予約権無償割当に関する事項の決定)

第12条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の最終日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時

株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名押印を行う。

(株主総会決議事項)

第 19 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選 任)

第 21 条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定するほか、必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者および議長)

第 24 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 25 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第 26 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただ

し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規定)

第 27 条 当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規定による。

(報酬等)

第 28 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することが出来る。

(議事録)

第 30 条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名押印を行う。

2. 第 26 条 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、同意の意思表示をした取締役および監査役は、これに署名押印を行う。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 32 条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合において、補欠監査役の選任決議の議決方法は、前項の規定を準用する。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 33 条 当社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、同監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。

(常勤の監査役)

第 34 条 当社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第 35 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第 36 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会規定)

第 37 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会の定める監査役会規定による。

(報酬等)

第 38 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、その責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することが出来る。

(議事録)

第 40 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、出席した監査役は、これに署名押印を行う。

第6章 会計監査人

(選任)

第41条 当社の会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令

に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 48 条 当社の剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの剰余金の配当には、利息をつけないものとする。

附則

1. 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

付 記（最近における改定）

- 平成 9 年 6 月 23 日改定 (字句・表現の修正、株式総数の変更、株式名義書換代理人の設置、株式取扱規定制定に伴う移行、役員を取締役と監査役に分離して規定、監査役員数の増員、その他)
- 平成 10 年 6 月 25 日改定 (字句・表現の修正、額面株式の額の変更、株式総数の変更、単位株制度の導入、株主名簿の閉鎖廃止、監査役員数の変更、中間配当、転換社債に関する条項新設、その他)
- 平成 12 年 6 月 29 日改定 (実質株主・実質株主名簿に関する規定の追加、監査役会・常勤監査役に関する規定の追加、監査役の員数に関する規定の変更、中間配当に関する除斥期間の規定追加、字句の修正、付則の削除)
- 平成 14 年 6 月 21 日改定 (額面株式の廃止、単元株制度の創設、取締役任期の変更、取締役・監査役の選任決議における定足数の規定変更、転換社債の転換と配当条項の削除、字句の修正)
- 平成 15 年 6 月 24 日改定 (名義書換代理人規定における株券喪失登録簿事項追加、特別決議に関する規定追加、監査役の任期変更)
- 平成 15 年 6 月 24 日改定 (名義書換代理人規定における株券喪失登録簿事項追加、特別決議に関する規定追加、監査役の任期変更)
- 平成 16 年 6 月 24 日改定 (自己株式の取得に関する規定の追加)
- 平成 16 年 10 月 1 日改定 (1 単元の株式数の変更)
- 平成 17 年 6 月 22 日改定 (事業目的の追加、株式総数の増加)
- 平成 18 年 6 月 22 日改定 (事業目的の追加、機関の明記、公告の方法の変更、株券の発行の明記、株主総会参考書類等のインターネット開示の規定創設、取締役会の決議の方法に書面決議を追加、取締役・監査役の責

	任免除の規定創設、会計監査人の選任・任期、報酬等・責任免除の規定創設、剰余金の配当等の決定機関の変更、剰余金の配当の基準日の追加、字句の修正)
平成 20 年 6 月 20 日改定	(買収防衛策としての新株予約権無償割当に関する事項の決定に係わる根拠規定の追加、買収防衛策の導入・変更・継続および廃止を株主総会決議事項とする根拠規定の追加)
平成 21 年 6 月 23 日改定	(事業目的の変更、株券の発行に関する規定の削除、実質株主名簿・実質株主に係る字句の削除・修正、株式取扱規定の変更、附則の創設)
平成 27 年 6 月 26 日改定	(社外取締役と社外監査役との責任限定契約の締結に関する規定の追加)
平成 28 年 6 月 24 日改定	(補欠監査役に関する規定の追加)
2022 年 6 月 24 日改定	(電子提供措置等に関する規定の追加)